

## 日常生活用具給付における誓約書

半田市地域生活支援事業に規定する日常生活用具給付について、当社は次のとおり取り扱うことを誓約します。

- 1 日常生活用具給付券の処方にに基づき、すみやかに当該日常生活用具を給付します。
- 2 日常生活用具引渡しの際には、日常生活用具給付券に受領者の確認を受け、記載されている利用者負担額を利用者から受領し、領収書を発行します。
- 3 日常生活用具給付費の請求の際には、日常生活用具給付券に請求書を添付します。
- 4 日常生活用具の引渡し後、災害等による毀損、利用者の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のため生じた破損又は不適合を除き、利用者に生じた破損又は不適合は、当社の責任において改善します。
- 5 前記のいずれかに不正行為または違反等が認められた場合には、登録を解除することに異議を申し立てないことを誓約致します。

年 月 日

半 田 市 長 殿

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

電 話 (           —           —           )

F A X (           —           —           )